

建築士定期講習の受講について

富山県土木部建築住宅課

1 建築士定期講習の制度について

建築士事務所に所属する建築士は、直近のものを受けた日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年の期間ごとに建築士定期講習を受講しなければなりません。建築士試験に合格した後、建築士事務所に所属した建築士は、合格した日の属する年度の翌年度の開始の日から起算して3年以内に建築士定期講習を受講しなければなりません。

受講期限間近には混雑が予想されますので、早めに受講されることをおすすめします。

なお、法令で定められた期限内に建築士定期講習を受講しなかった場合は、懲戒処分の対象となります。

2 受講期限について

(2024年10月1日に受講した場合の例)



(建築士事務所の所属から外れた場合の例)



(2024年12月1日に建築士試験に合格した場合の例)



(合格後3年以上経過後に建築士事務所に所属した場合の例)



3 県内の登録講習機関

機関名	連絡先・窓口	実施講習
公益財団法人建築技術教育普及センター	公益社団法人富山県建築士会 TEL：076-482-4446	一級、二級、木造、構造 一級、設備一級
株式会社 日建学院	日建学院 富山校 TEL：076-433-2002	一級、二級
株式会社 総合資格学院	総合資格学院 富山校 TEL：076-439-1011	一級、二級

4 Q&A

Q1 行政職員、大学教授、建築とは異なる分野の会社に勤務する者など、建築士事務所に所属しない建築士は定期講習を受講しなくてもよいのですか。

A1 定期講習の受講が義務付けられているのは建築士事務所に所属する建築士であり、建築士事務所に所属しない建築士には定期講習の受講は義務付けられていません。しかしながら、近年の法改正の状況や技術革新の状況を把握するため、可能であれば受講することが望ましいでしょう。

Q2 一級建築士と二級建築士の両方の免許を受けている者は、一級建築士定期講習のほかに二級建築士定期講習も受けなければならないのですか。

A2 いいえ。一級建築士定期講習を受ければ、二級建築士定期講習を受けたものとみなします。なお、定期講習の申し込みの際、一級建築士と二級建築士の両方の免許を受けている旨を登録講習機関に申し出てください。

Q3 いつまでに定期講習を受講しなければならないなどと、国や都道府県から連絡してもらえるのでしょうか。

A3 定期講習を受講する義務は、建築士自身にあります。したがって、建築士として自覚を持ち、自主的に定期講習を受講する必要があります。また、建築士事務所は所属建築士の受講状況を把握し、受講期限が迫っている所属建築士に対し受講を促すことが望ましいでしょう。

Q4 管理建築士講習を受講すれば、建築士の定期講習の受講は免除されるのですか。

A4 管理建築士講習と建築士の定期講習は、法律上の位置付けも、それぞれの内容も異なります。したがって、いずれかの講習を受講したとしても、一方の講習が免除されるわけではありません。

(注意) この資料は、富山県知事登録の二級・木造建築士に関する取り扱いを説明するものであり、一級建築士又は富山県知事登録以外の二級・木造建築士については取り扱いが異なる場合があります。

この資料のお問い合わせ：富山県土木部建築住宅課建築指導係 (TEL 076-444-3963 FAX 076-444-4423)